



韓国における大学登録金の負担緩和政策

イム, ウンヒ
多胡, 太佑

(Citation)

日韓/韓日対話 第5回企画 日韓/韓日における高等教育に係る権利保障運動・漸進的無償化運動
—— (韓国) 大学教育研究所KHEIパク・コヨン所長らの論考をもとにした対話 ——

(Issue Date)

2023-06-17

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482432>



韓国における 大学登録金の負担緩和政策

イム・ウンヒ（大学教育研究所研究員）

翻訳：多胡太佑（尹太佑）

I . 登録金負担の緩和政策

1. 国家奨学金制度
2. 学資金貸出制度
3. 登録金値上げ率上限制
4. 登録金審議委員会

II . 登録金負担の緩和政策の成果と限界

1. 国家奨学金制度

○政府が学生の所得に応じて奨学金を支援する制度

- 高額登録金に対する国民の反感と、大学生の「半額登録金」の要求が高まったことによって、2011年に導入し、2012年から施行。
- 大学生の世帯の経済水準（所得＋財産）により10段階に区分し、下から8段階までの学生に所得区分に応じて差等的に支援

○ 法的根拠

- 「教育基本法」第28条（奨学制度等）： 国家及び地方自治団体は、経済的理由により教育を受けることが困難な者のための奨学制度と学費補助制度等を樹立・実施しなければならない。
- 「韓国奨学財団設立等に関する法律」第1条（目的）及び第5条（国家の責務）： 国家は経済的事態にかかわらず誰でも意志や能力に応じて高等教育を受ける機会が得られるよう学資金支援等に必要な施策を樹立・実施しなければならない。

1. 国家奨学金制度：①予算(10ウォン≒1円)

○2012年 1兆7,500億ウォン → 2015年 3兆6,000億ウォン → 2023年 4兆ウォンに増加

- 国家奨学金予算は、2023年教育部「高等教育及び生涯・職業教育部門」予算15兆ウォンの27%を占め、規模が大きい。

〈表1〉年度別国家奨学金予算（億ウォン）

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
予算全体	17,500	27,750	34,575	36,000	36,545	36,346	36,845	36,022	35,474	34,831	41,326	40,286
(Ⅰ類型)	7,500	20,750	28,350	29,000	29,000	28,917	29,416	27,390	23,251	22,440	28,346	26,487
(Ⅱ類型)	10,000	7,000	5,000	5,000	5,000	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	3,800	3,800
(多子)	対象外		1,225	2,000	2,545	2,629	2,629	3,832	7,423	7,591	9,180	9,998

- I 類型：学生所得分位に応じて給付される奨学金。学生数の減少などの影響で2018年以降減少。
- II 類型：政府が登録金を値下げ（凍結）したり、奨学金を拡大（維持）したりした大学に支援。各大学内部の基準によって学生に奨学金支援。
- 多子奨学金：第3子以降の大学生に給付。

1. 国家奨学金制度：② I 類型給付額

○支援対象：2012年、所得下位3区間 → 2013年から8区間に拡大（9～10区間は対象外）

○学生1人あたり年間支援額（2023年時点）

■ 基礎生活受給者（「次上位階層」を含む）年間700万ウォン、所得1～3区間：520万ウォン、4～6区間：390万ウォン、7～8区間：350万ウォンを給付
／9～10区間は、対象外

■ 多子世帯の第3子以降の子どもの場合、8区間まで登録金を全額給付

■ 2023年、私立大学の平均登録金は、757万ウォン：基礎区間は、登録金の92%、1～3区間：69%、4～6区間：52%、7～8区間：46%、を支援。

■ 2023年、国公立大学の平均登録金は、421万ウォン：基礎～3区間は全額、4～6区間：93%、7～8区間：83%、を支援。

〈表2〉年度別国家奨学金 I 類型学生一人あたり支援額（万ウォン）

区分	基礎	1区間	2区間	3区間	4区間	5区間	6区間	7区間	8区間
2012年	450	225	135	90	対象外				
2013年	450	450	270	180	135	112.5	90	67.5	67.5
2020年	520	520	520	520	390	368	368	120	67.5
2023年	700	520	520	520	390	390	390	350	350

1. 国家奨学金制度：③Ⅱ 類型支援額

○大学の積極的な登録金負担緩和のための取り組みを促すため、**大学自助努力**と連動して支援

※ **大学自助努力**：登録金を値下げ（凍結）するか、奨学金を拡大（維持）

○支援対象（2023年基準）：所得下位9区間以下の大学生（ただし、急遽経済事情が困難になったものなど、大学側が支援の必要性があると認めた場合は、10区間の学生に対しても支援可能）

※ 優先支援の勧告事項

- 低所得層、障害を持つ大学生
- 自立準備青年である大学生
- 青少年保護施設を入・退所した青少年である大学生
- 青少年で、ひとり親である大学生
- 子どもが3人以上の世帯の大学生
- 世帯内、大学生である子どもの数に比例して、優先支援
- 先就職—後進学の学生
- 教育部の承認により新設された先端学科、物理的な統廃合ではない既存の学科間での連携を通じた融合専攻の学生を、支援にあたって優待
- 経済的に困難なものである場合、支援区間、成績要件などを緩和して支援可能

○支援額：各大学自らの選抜基準を樹立して支援（政府→大学→学生）

1. 国家奨学金制度：④所得区間の算定

○所得区間：教育部が毎学期「**基準中位所得（5区間）**」と連動して事前に公表

※ 基準中位所得とは？

■ 保健福祉部長官が、給与の基準などとして活用するために中央生活保障委員会の審議・議決を経て告示する国民世帯所得の中位値

■ 2023年基準中位所得（4人世帯）：540万ウォン（月）

☞ **基準中位所得（4人世帯）に一定割合を適用して学資金支援の区間の境界値を確定**

〈表3〉2023年1学期の国家奨学金支援区間の境界値（教育部発表）

区分	基礎 次上位	1区間	2区間	3区間	4区間	5区間	6区間	7区間	8区間	9区間	10区間
月額所得認定額	別途算定	～162万ウォン	～270万ウォン	～378万ウォン	～486万ウォン	～540万ウォン	～702万ウォン	～810万ウォン	～1,080万ウォン	～1,620万ウォン	1,620万ウォン～
基準中位所得対比率		～30%	～50%	～70%	～90%	～100%	～130%	～150%	～200%	～300%	300%～

○学資金の支援対象の学生の経済水準：（2022年1分期基準）学資金支援7・8区間の学生の世帯（下位40～48%）の月額平均所得は、470～530万ウォンで統計庁所得5～6分位（下位50～60%）に該当

〈表4〉'22. 1学期の申請を行った大学生の学資金支援区間の算定結果（教育部）

区分	基礎次上位	1区間	2区間	3区間	4区間	5区間	6区間	7区間	8区間	9区間	10区間
月額所得認定額（万ウォン）	別途算定	～154	～256	～358	～461	～512	～666	～768	～1,024	～1,536	1,536～
基準中位所得対比率	別途算定	～30%	～50%	～70%	～90%	～100%	～130%	～150%	～200%	～300%	300%～
月額所得平均（万ウォン）	-	47	168	236	302	347	406	470	530	618	889
財産の平均（万ウォン）	-	2,047	4,505	6,962	9,503	11,779	14,599	18,720	26,178	43,053	109,959
支援学生の累積比率（%）	5.6%	12.0%	16.9%	21.9%	26.8%	29.2%	36.1%	40.2%	48.6%	57.7%	67.6%

1) 在学生の内、申請をしなかった学生は、およそ66万人（32.4%）

〈表5〉'22. 1分期の世帯の所得分位（統計庁）

区分	基礎次上位	1区間	2区間	3区間	4区間	5区間	6区間	7区間	8区間	9区間	10区間
世帯全体対比率	-	～10%	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50～60%	60～70%	70～80%	80～90%	90～100%
月額平均所得（万ウォン）	-	121	242	320	397	468	548	629	735	910	1,538

1) 全国2人以上の世帯基準

○所得認定額の計算方法：世帯員の所得と財産などを調査

① 所得認定額（月）＝所得評価額（月）＋財産の所得換算額（月）－兄弟・姉妹数に応じた控除額

- 所得：勤労所得（常時勤労所得、日用勤労所得）、事業所得（農・林・漁業所得、その他事業所得等）、財産所得（賃貸所得、年金所得等）等
- 財産：一般財産（住宅、土地、賃借補償金等）、金融財産（預金、積立金、株、保険等）、自動車、負債等

〈表6〉所得認定額の算定の仕方（2023年基準）

所得評価額（月）	財産の所得換算額（月）	兄弟・姉妹の数に応じた控除額
所得－所得控除	$(\text{財産} - \text{基本財産額} - \text{負債}) \times \text{月所得換算率}$ ※ 月所得換算率：一般財産 4.17% / 3、金融財産 6.26% / 3、自動車 4.17% / 3 ※ 自動車は、基本財産額の控除・負債の差し引きの対象外	$(\text{本人を含めた兄弟・姉妹数} - 2) \times 1 \text{人あたり控除額 (40万ウォン)}$

1) 所得控除：月平均日用勤労所得から50%を控除（学生の所得は別途の仕方）

2) 財産控除（基本財産額）：学生の世帯の基本的な生活を維持するに必要と認められ、教育部長官が定める金額で、6,900万ウォン

- 社会保障情報システムを利用し、公的資料を基準にして調査
- 韓国奨学財団が提供する「所得認定額模擬計算」プログラムを活用して大まかな計算が可能

2. 学資金貸出し制度

○貸出しの種類

① 就職後償還型学資金貸出 (Income Contingency Loans)

- 2010年1月、登録金負担の緩和のため導入
- 大学(院)生に学資金(登録金全額と最大年300万ウォンの生活費)を貸し出し、所得が発生した後、所得水準に応じて元利金(元金と利子)を返還
- 対象: 学部生所得8区間以下(35歳以下)、大学院生所得4区間以下(40歳以下)の学生

② 一般償還学資金貸出

- 在学期間中利子を納付し、一定の猶予期間を経て元利金(元金と利子)を返還
- 対象: 制限なし(主に、学部生の所得9~10区間と大学院生所得5~10区間の学生)

○貸出し額: 登録金は全額貸し出し、生活費は、学期毎に150万ウォンまで貸し出し可能。

○貸出しの利子: 2011年の4.9%から段々と引き下げられ、2023年には1.7%

3. 登録金値上げ率上限制

○大学登録金の値上げ率を過去3年間の平均消費者物価上昇率の1.5倍を超えることができないように定めた制度。

■ 教育部は、大学が登録金額を算定するに当たって、「大学（大学院）登録金値上げ率算定方法」を公告

※ 2023年の登録金値上げ率の法定の上限 = 過去3か年度平均消費者物価上昇率 (2.7%) × 1.5倍 = 4.05% 以下

■ 物価上昇率の1.5倍を超えて値上げした場合、教育部が該当校に行政的・財政的不利益を与えることができる

区分	2020年	2021年	2022年	3年平均 消費者物価上昇率
物価上昇率	0.5%	2.5%	5.1%	2.7%

○過去、韓国の大学の登録金は、物価上昇率より2～5倍ほど値上げした

■ 登録金の高い値上げ率を防ぐための制度の整備

4. 登録金審議委員会

- 登録金策定過程において大学の構成員の参加を保障するため、2010年に導入
 - 大学の学長は、登録金を策定する際、「登録金審議委員会」の審議を経なければならない。
- 構成：教授、職員、学生、関連する専門家、保護者、またはOB・OGなど7人以上で構成
 - 特定の構成単位が委員全体の定数の $\frac{1}{2}$ を超えられない
 - 学生委員が30%以上を占めなければならない

〈表8〉2022年私立大学の登録金審議委員会の構成割合

区分	教職員	学生	専門家	保護者及びOB・OG	全体
大学	42.4%	38.3%	13.0%	6.3%	100%
専門大学	40.9%	36.7%	15.9%	6.5%	100%

※ 資料：임은희, 등록금 심의위원회 길라잡이(사립대), 2022, 7쪽. (임·운히 『登録金審議委員会ガイドブック (私立大学)』 2022, 7p)

登録金負担緩和政策の 成果と限界

成果

1. 教育費に対する政府の責任の拡大

- 大学の教育費をもっぱら個人に負わせた過去と違って、政府が直接登録金を支援することによって責任を拡大

2. 政府の政策の影響で、登録金の負担が緩和

- 国家奨学金給付（2012年～）、入学金廃止（2018年～）、登録金値下げ（凍結）及び奨学金の拡大（維持）を促す（2012年～）など
- OECD諸国の内、登録金のランキングの下降：（2008／09年）国公立大学2位、私立大学2位 → （2019／20年）国公立大学6位、私立大学7位

3. 学資金貸出利子負担の減少（23年1学期現在1.7%）

- 「ICL利子支援法改定案」提出：就職以前の学資金貸出の利子を免除、就職後、廃業・失業・育児休暇などで所得がなくなった場合も利子を免除

限界1 > 国家奨学金、大学生の48.6%に支援

○2022年時点で、学部在学学生204万人の内、99万人（48.6%）に国家奨学金での支援

- 所得8区間まで支援。8区間は統計庁の所得分位と比べると5～6分位程度に該当

→ 所得中下位階層に国家奨学金の支援

○半分を超える51.4%は国家奨学金対象外（9～10区間）、高額登録金の負担

- 所得認定額の模擬計算の事例：ソウルの84㎡のマンション（公示地価：約6億ウォン、経済正義実践市民連合の基準）を持つ場合、勤労所得が月に300万ウォンであれば所得認定額が1千万ウォンを超えて9分位として判定

○成績要件「80点以上（100点満点のうち）で申請却下

- 国家奨学金が登録金負担の緩和政策であるというところから見て、成績要件は緩和されるか廃止が必要

限界2＞ 支援方法の問題

○選別支援方式のため、公正性に対する批判

- 2016～2020年所得算定の最新化申請（異議申立て）現況を見ると、申請件数は9万2,675件であり、そのうち、8万5,782件（92.6%）は、所得分位が低く調整された。
- 資産は、様々な特性を持ち、一律的な計算式を利用しての個人の所得水準を正確に把握することが困難である。

○私立大学の「公共性」拡大を期待できない

- 国家奨学金は、学生個人に「奨学金」を給付する仕方であるため、私立大学の公共性を拡大することが困難

限界3> 高額の登録金の構造は維持

○高額の登録金を維持したまま、学生の所得に応じて奨学金を支援

- 2023年、教育部の高等教育及び生涯・職業教育予算15兆ウォンのうち、高等教育予算15兆6千億ウォン中、およそ4兆ウォン（27.0%）を国家奨学金として支出したにもかかわらず、大学登録金を値下げすることができなかった。

○高等教育費用の「受益者負担原則」の維持

- 高等教育の財政負担の当事者を「受益者」、つまり、学生と保護者としているため

限界4> 登録金値上げの動き

○大学学長10人中4人、「来年、登録金を値上げする意向あり」

- 全国4年制大学の学長148人を対象に行われたアンケート調査の結果、

→ 「登録金値上げを検討しているか」との項目に回答者の39.47%（45人）が「来年（2024年）ごろ、そうする考えがある」と答える

○ユン・ソンニョル政府の「規制緩和」政策の影響

- ユン・ソンニョル政府は、2022年5月3日、国政課題引継委員会の国政課題として「規制改革による大学の自律拡大」を選定

- チャン・サンユン教育部次官は、2022年6月23日、韓国大学教育協議会の大学学長のセミナーに参加し、「登録金を値上げできない理由は、国家奨学金Ⅱ類型と連動して間接的に規制されたため」と言いながら「政府の中では、登録金規制を緩和しなければいけないということについて、共感する雰囲気である」と発言

- ユン・ソンニョル政府1年間、高等教育主要政策基調「規制緩和」→ 大学登録金値上げの動きに影響

限界5> 学資金貸出問題

○大学生(学部、大学院) 8人のうち1人、毎学期学資金(登録金または生活費)貸出申請

- 2021年政府学資金貸出利用学生数は、1学期28万3千人、2学期27万3千人(高等教育機関の在学生全体のうち)

→ 在学生全体比12.0%で、8人中1人

- 貸出総額：1兆6,283億ウォン(登録金1兆899億ウォン、生活費5,384億ウォン)
- 一人当たり平均貸出額：4年制大学505万ウォン、大学院985万ウォン、専門大学481万ウォン

〈表9〉2021年における政府の学資金の貸出額

区分	貸出総額(億ウォン)			貸出者一人当たり年平均貸出額(万ウォン)		
	登録金(学費)	生活費	合計	大学	大学院	専門大学
2021年	10,899	5,384	16,283	505	985	481

○学資金貸出返還の負担

- 返還しなければならない貸出残高：合わせて11兆2,338億ウォン(2021年12月末現在)
- 中・低所得層青年の貸出返還負担、延滞、「信用留意者」の量産などの問題になる可能性があり、対策を整える必要がある

今まで韓国では、国家奨学金制度を導入し、大学登録金の負担の緩和に、一定の成果を成した。しかし、大学の登録金など高等教育費用の問題を根本的に解決し、高等教育の公共性を強化するためには「受益者負担原則」ではなく、政府の責任性を強化する必要がある。

○まず、全ての学生に高等教育を受ける機会が保障されるよう、国家奨学金の支援額と対象者を拡大すべきである。

○二つ目に、根本的には、国家奨学金を大学に直接投入して、登録金の額を引き下げる方法に転換し、国家奨学金以外の高等教育の財政支援を拡大すべきである。

○三つ目に、大学の自助努力と民主的で透明性のある大学運営を促すべきである。

○以上の方法で、今まで大学の財政運営のほとんどを登録金に依存した私立大学中心の韓国の高等教育が、公共性が強化される方向で発展することが可能になるだろう。